

平成21年第4回豊頃町議会定例会会議録（第2号）

平成21年12月17日（木曜日）

◎議事日程

日程第 1	会議録署名議員の指名
日程第 2	一般質問
日程第 3	委員会の閉会中の所掌事務調査の申し出
日程第 4	会期中の閉会

◎出席議員（9名）

1番 藤田博規君	2番 松崎政利君
3番 菅谷誠君	4番 森一彦君
5番 大崎英樹君	6番 大谷友則君
7番 長谷川勝夫君	8番 津久井精一君
9番 小野木英毅君	

◎欠席議員（0名）

◎地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	宮口孝君
副町長	石田貢君
教育委員長	前川啓一君
教育長	菅原裕一君
農業委員会会長	竹下昌徳君
代表監査委員	山口浩司君
総務課長	熊野幸雄君
企画課長	佐藤潤君
会計管理者	高倉明君
住民課長	田中啓喜君
福祉課長	吉村進君
産業課長	金川正次君
施設課長	石塚周二君
教育委員会教育課長	山本芳博君
農業委員会事務局長	友重誠一君

◎職務のために議場に出席した者の職氏名

事 務 局 長 和 田 宏 樹 君
庶 務 係 長 渡 辺 良 英 君

◎ 開議宣告

- 小野木議長 これから、本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎ 会議録署名議員の指名

- 小野木議長 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第118条の規定によって、7番長谷川勝夫議員及び8番津久井精一議員を指名します。

◎ 一般質問

- 小野木議長 日程第2 一般質問を行います。
通告順により、1項目ごとに発言を許します。
通告順番1、5番大崎英樹議員。
- 5番大崎議員 早速お手元に配付されていると思いますが、通告いたしました2項目について、質問させていただきます。

まず、国の縮減予算を予見した今後の町政についてということではありますが、この件については、1にあります。内容的にはまとめて質問、あるいは答弁をお願いしたい、このように感じております。

御存じのように、国の予算編成の作業が現在進められていると思いますが、その作業の方式といたしまし、形態が従来から大分変わっているように理解をしているところであります。いわゆる各事業の仕分け、従来型の予算獲得合戦だけではなくして、各省庁の各事業の優位性とか、あるいは有効性、そしてまた、どの程度必要かというところの内容から、上乘せ予算の作業ではない編成、あるいは廃止というような前提としたもので進められているように感じ取っているところであります。

早速ですが、現状の国が進めている新年度予算に対して、町長はどのように受けとめられているのかというところを、最初にお聞きしたいと思います。

- 小野木議長 答弁、宮口町長。
- 宮口町長 答弁させていただきます。

最初に、このたびの新政府による国の政策、さらには、地方自治体にかかわる問題等々でございますけれども、本年8月に執行されました総選挙の結果、御承知のとおり新しい政権が誕生され、大きな変革の時期を迎えているのをもう御承知のとおりかと思っております。

その中であっても、特に、地域主権を確立した地方の自主財源を大幅にふやすことが基本であり、大きな柱ともなっております。国民の多くが懸念するように、その財源を含め今の段階では不明瞭な状態が続いており、さらに事業仕分けに見られるように、問答無用型の事務事業の見直しからも不安を禁じ得ない状況にあります。

現政権では農業の個別所得保障制度、さらには高速道路の無料化、また、優先事業の抜本見直しなどにより、地域を元気にしたいと述べている一方で、政策の根本をなす子ども手当の支給に関して地方負担を求める意見など、さまざまあり、現政権が高く掲げる地方主権の理念からほど遠く、混迷の度は増す一方であります。

最終的には新年度国家予算編成の詳細については、その結果により判断をせざるを得ず、まして、地方自治体における新年度予算編成時期と重なり困惑はありますが、現時点では憶測と推論でその是非を問うこと、詳細に至っては明言することはできないと思っております。

よって、国の予算編成及び考え方に大きく影響を受けることが想定される事案は別として、本町といたしましては、常に情報収集に努めるとともに、現時点ではあくまでも基本的な本町の現状に即した内容の予算編成に努めていきたいと考えております。

以上でございます。

●小野木議長 大崎議員。

●5番大崎議員 ただいま、どのようにお考えかということについての答弁説明でございましたが、いろいろととらえ方としては一致している点がたくさんあるように、受けとめておりますが、その中で、特に町長が強調している本町における現状のとらえ方、そして、基本的なことについては、従来どおりその辺を踏襲して努力をしていきたいというような内容のように受けとめております。しかし、少なくとも、昨年度の本町における財政的な内容から考えますと、その前に一つ確認の意味で申し上げますが、既に、本町の基幹産業である第1次産業に対しての国の事業仕分けのとらえ方が、道にそれらについての影響が出ているように発表されている点もございます。少なくとも、財政的な面からいきますと、本町の昨年度分は既に発表されており、町民はそれらについて理解をしているように思いますが、依存財源というのが本町は80.4%、全体の80.4%というのが、これが本町の財源の大半が他からの依存であるというような発表もまとめられているわけでありますので、それらについての財源確保というのは、今後は非常に重要になってくるなど。

私は、先ほどの町長の説明の中で、基本的には現状、従来のものに努力をするという内容だというふうに、今、聞いているのですが、少なくとも現政権から我々の地方自治体にかかわる財源というものは、今申し上げましたように、依存財源が80.4%という中の交付税、交付金、これについては二日前でしょうか、特別交付税の発表がありまして、あれは27万円ぐらい減っているのですが、今後は、私は普通交付税にしても特別交付税にしても、横並びになることは、まずよしとしなければいかんではと思うのですが、上がることはまず考えられない。国の今のやり方を見て

いますと、絶対にこれは減額されるだろうという見通しは、これはもう間違いないだろうと、こう感じているところであります。

また、もう一つ申し上げますと、経常経費の面はこういうことでフォローは難しいといいなながらも、投資的なものとしては、これはやはり今後もっと厳しくなるであろうと、こうとらえております。その件で、本町が一番気にしなければならない内容としては、私は、一つは、農業水産の関係、農業の少なくともこれはもう発表になっているように基盤整備、これは当然に道のほうにももう国は落としてきておりますから、この金額も相当減額される、あるいは精査されるであろうと、こう思います。

それから、もう一つは農業関係で、初日の一般会計補正予算のときにもちょっと議論されましたが、被災農家の補てんの関係も既に明確にこれは減額されるだろうと。かかわる農業共済掛金の負担金もこれも減額されてくるというような事柄や、あるいは町おこし・まちづくりの関係では産学官連携促進事業というものも、これはもう既に減額しますよと、物づくり中小企業についても、これは特別本町には物づくりというようなものでは、大きく左右されるところはないかもしれませんが、そういうような内容が矢継ぎ早に本町に影響してくるのであるだろうというところは、どのようにお考えなのかというところを、次にお聞きしたいと思います。

●小野木議長 答弁、宮口町長。

●宮口町長 最初に、財政関係ですけれども、先般、新聞等によりまして特交の数字がそれぞれ各町村明示をされましたが、本町は横ばいでございますけれども、その内容は、本町の場合につきましてはもう既に償還が終わった起債等々がありまして、それほど特別交付税の算定に入る項目がだんだん償還等で終わったということで、金額が伸びないのが原因ですし、また、他町村で伸びているところ大きく落ち込んでいるところも、それぞれ事業完了等々により変化が起きたものだというふうに思っております。

また、自主財源そのものが20%前後ということですが、私どもの予算、一般財源は40億円を超えるぐらい、税収入が5億円前後ですから、それから見ても税と手数料等でいけば、自主財源等につきましては非常に少ない町になっておりますが、限られた財源の中でやりくりをしているわけでございます。

特に、経常経費、人件費並びに公債の償還については、これは毎年必ず必要なものですので、経常経費につきましてもきちっとした形で守っていかなければならないと考えております。特に、総務省がいう地方交付税、全国で1兆円以上伸ばしたいという、増額したいという考えを持っておりますので、それらも非常に期待をしているところでございます。

また、これも過日、管内の基金の残高もありましたが、本町ではおかげさんで、小さな規模でありますけれども、20億円を超える基金を保有しておりますので、当分国の財政事情で変化があっても、何とか対応できるのではないかと考えております。特に、今回の国の考え方で、農業におきましては、御承知のとおり個別保障の問題まだはっきりしておりませんので、特に、稲作

転換のことにつきましては、もう既にある程度先が見えますが、本町の基幹産業は寒冷地用作物ですので、どのような形で来るか、まだわからない状況でございます。

いずれにいたしましても、過日、農協の組合長とも協議しまして、来年度から土地改良事業として、明渠、暗渠を約60町以上、農家の希望に応じて工事を施行したいと。これに要する金額も2,000万円を超えるのではないかと考えております。これらにつきましても、何とか財源をやりくりして、基幹産業の基盤整備を力強くやっていきたい。

ただ、漁業につきましては、今の段階では事業仕分けによりますと、非常に厳しい状況になっておりますので、今までよりも延長された期間で整備が続くのではないかとというふうに考えております。

いずれにいたしましても、町民直接に影響出るものも、これからあらうと思いますが、的確に情報を把握し、できるだけ町民情報を交換しながら理解を求めて、財源確保に努力をしていきたいと考えております。

以上です。

●小野木議長 大崎議員。

●5番大崎議員 先ほど、農業関係だけお話の説明をしましたが、少なくとも漁業関係も今、町長は触れていただきましたが、漁港だとか漁場の整備事業というものについても、これは農業と同じように国政あるいは道においても、それらの縮減の中で進めていこうという方向性というのは、私は厳しい見方しておりますが、当然出てくるであろうと。今、町長の答弁の中に若干そういう問題が起きた場合にも、それらについては新たなとらえとして進めていきたいと、こういうようなお話でしたから、それについてはそのように理解をさせていただいてと思います。

なお、もう1点、これらについて関連する重要なことなのですが、新政権がこれらについての緊縮予算を絶対に掲げてくるであろうという、あくまでも予見をしている中での議論なのですが、例えばこれが実施されるということになっても、国政では国の執行としては制度の創設や、あるいは従来法律を改正するについても、私は相当時間がかかるであろうと。即町民にそれらが反映するや、あるいは影響するや、あるいはそれらについての適用がされるということについては、私は楽観できないということを感じるわけであります。

なめらかに言うと、時間がかかる状況の中の待ち時間というものを町民は、これは耐える時間になりますので、それらについて農業、水産、林業、その他の産業団体にかかわる町民、あるいはそれ以外の町民の方々についての今後の不安とか、あるいはそういう問題を解消するという意味から、状況としては現状が非常に厳しいという空気の中に年を越し、あるいは新しい年を迎えるという町民の方々、全体的にそういうものから何かを見出して、若干の光を期待できるものがないだろうか。これは精神的なものも必要ですが、極めて要求するのは具体的なものとしてなにかと、このことを私は町を執行する町長として、直近の問題になるかもしれませんが、これらの非常に重苦しい厳しい雰囲気、状況の中から町として何か見えないものないかということを期

待するわけであります。

具体的に言いますと、先ほど質問しました内容以外に、例えば生活保護世帯というのは本町も私の理解するところでは、今年度においても若干増加している、増えています。それから、母子家庭の方々、あるいは父子家庭の方は該当するかというのはいらっしゃるかどうかは把握しておりませんが、母子家庭あれば父子家庭も同格という考えから申し上げるわけですが、それともう一つは、高齢者世帯に対する一般的な福祉、言うなれば弱い立場の方々、こういう方々に何か年越し、あるいは年を迎えるための施策として、今申し上げましたように、何らかの手だてはできないか、豊頃ならではできないかというものを、ひとつお考えあればお聞きしたいと、こういうふうに思いますし、また、要望することなのですが、町長のお考えをお聞きしたいというふうに思います。

●小野木議長 答弁、宮口町長。

●宮口町長 直接住民にかかわるものを、職業を問わずたくさんあろうかと思えます。特に、最初に言いました農業につきましては、制度の見直し等々で、これからそれぞれ痛みを感じてくるかなというふうに思っておりますが、現在のところ制度がきちっと改正されておきませんので、どういう形になって本町に押し寄せてくるかわかりません。ただ、早急にやらなければならない明渠、暗渠につきましては、国や道の制度がなくても、町単独で農業協働組合と協議しながら、土地改良に全力を捧げて努めていきたいと考えております。

また、弱者の方、母子家庭だとか、高齢者等々につきましては、過去に灯油が著しく上がったときについては、一時的に2年間ですか助成をした経緯がございます。また、今回国でいう子ども手当につきましても、今の段階では、まだ来年が半分で、その次ですから、マニフェストどおりいくのには時間がかかります。現在、子どもの手当としては児童手当、1子が1万円、あと5,000円等々で計算されているほかに、児童扶養手当が1世帯4万1,000円ぐらい、支給されておりますので新制度がどう、今の現在の手当等に絡めば大体若干新制度のほうが総体的には金額多いかもしれませんけれども、そういう形で今までも児童手当、児童扶養手当出ておりますので、今度は子ども手当出れば、また制度が一部改正されるかなというふうに思っております。そういった意味では、今おっしゃったように、この厳しい冬をどのように弱い立場の方が過ごされるかということですが、これにはそれぞれ非常に財源が伴うこともありますので、十分内部でも検討しなければならないと思っております。

ただ、母子家庭、父子家庭につきましては、大体本町では二十四、五件ぐらい把握しております、その1割ぐらいが父子家庭と記憶をしております。そのほか高齢者対策等についても、いろいろ策は考えておりますが、とりあえず、今の足の確保で頑張っているところではありますが、そういった一時的な手当についても、これは継続しなければなかなか効率が上がらないということもあります。

今後、この問題についても、また検討しながら前向きに進めたいと思っておりますが、ただ、ことし

から支給するだの、幾ら支給するというのは、あくまでも町の財政的な判断のもとに十分前向きに検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

●小野木議長 大崎議員。

●5番大崎議員 今の答弁の説明を受けまして、実は、本町の実態というものは的確に私はとらえてはおりませんが、少なくとも全町民の中で聞こえてくる内容は、将来的にこの一時金であろう、あるいはそういう方向性を見出してもらうということも、非常に期待を持てる内容だと思うのですが、就学をしている、いわゆる子供を学校に進めている御家庭、この方々が現実に授業料の遅払い、あるいは当然学費全般についてもそうなのですが、非常にそういう中ですべての人とはとらえていないのですが、一部の方だと思うのですが、非常に生活の中で学費のウエートが重くなっている。それによって不登校、これ高校生なのですが、不登校という状況が生まれてしまっているという相談があります。

こういうような中で、なぜそういうようなことが起きるかということについては、これがお金を出せば、資金を出せば、補助をすればいいということではありません。親御さんもそれだけのやはり就労機会がないというのが実態でした。

そこで、私が先ほど質問したのは、すべての人には該当しないかもしれませんが、一部の人を救済するためには、これから寒波を迎えるこの越年の中のお正月を迎える諸経費の一部にも、例えば灯油代を補助したとすれば、その今まで灯油代が使っていた御家庭は就学資金に回せるという、そういう方法はできないかと、いわゆる家庭内のやりくりであります。

それから、子供たちに新しい年を迎えるための期待といますか、夢といますか、そういうものもやはり新年を迎えるために与える期待感というか、夢というか希望というものも若干なりともその中に含まれる資金というのはできないだろうか、そういうような考え方からの質問でありまして、今後、このことについて、町長は前向きに時期はどうかかわからん、金額もちよっとまだつかめ切れないと、質問内容からいって、具体的なものは提示できないというのは当然私も理解は当たり前のことだと思っておりますので、ぜひそういうような実態を把握していただくと同時に御理解いただいて、そういうものをぜひとも考えていただけるように、再度町長の強いひとつ考え方をお聞きして、この1番目は終わりたいというふうに思っておりますが、お願いします。

●小野木議長 答弁、宮口町長。

●宮口町長 今、大変厳しい家庭に対する助成ですけれども、このたびの新政権では高校の授業の無料化、私立にも適用したいという考えで計画持っておりますし、いずれにいたしましても、国の制度がしっかりと落ち着いた段階で、自治体も対応したいと思っております。また、今言った一時的に資金難の方については、御相談に上がれば、それなりに社会福祉協議会のほうにも連絡をとりながら、一時的な資金を対応して、あくまでも資金計画を立てて償還をしていただくの

ですけれども、そういう制度もあります。なかなか私ども行政としては、その把握については厳しいというか、難しいものがありますが、そういう情報を得れば、即、私ども窓口で相談をさせていただいて、そして関係機関と協力をしながら、そういった方に今後とも対応していきたいというふうに考えております。

以上です。

●小野木議長 大崎議員。

●5番大崎議員 次に、入らせていただきます。

嘱託並びに臨時職員の生活保障についてということですが、最初に、簡単に御質問していきます。

現在の採用されている、いわゆる任用されている人員についての内容についてお願いします。

●小野木議長 答弁、宮口町長。

●宮口町長 現在、私どもの臨時的雇用としては、通常嘱託職員、さらには大まかに臨時職員、その中でも職種によっていろいろ対応形態が違いますけれども、本町においては、御承知のとおり1年以内の期間において、これらの職員を採用しております。そして、これらのこのことからいろいろな行政サービスを合理的・効果的に行っているところでございます。

特に、嘱託職員の報酬については、年額、月額、日額の3種類に分かれておりまして、その中でも月額報酬を支給する技術系の嘱託職員、特に運転嘱託員と学校の用務員、または保育所の業務の嘱託員等々に分かれておりまして、それについても期末加算等も支給しているところでございますが、広く町民から人材を求める観点より、今の制度を多少将来にわたって見直ししながら、定年60歳に達した以後は、原則的には雇用をしませんけれども、現在60歳を越えた方については、逐次法律に基づきながら、60歳を越えても日額で支給している場合もございます。

なお、本町の行政財政規模から見ても、あまり職員を増やすことができませんので、その用途によっては、どうしてもその臨時的な職員をお願いすることもあろうかと思えます。今後、これからはやはり民間で運営できるようなところについては民間で運営するように、検討しながら業務を遂行したいと考えております。

以上でございます。

●小野木議長 答弁、宮口町長。

●宮口町長 質問の人数のほうが報告いたしませんでしたけれども、人数につきましては、運転嘱託員が9名、教育関連嘱託、これは用務員から始まって、英語助手からずっとありますけれども、29名、保育所の嘱託員が7名、あと施設管理嘱託員3名、交通安全指導員が17名、学校医、薬剤師等で5名、職務によって嘱託をしている場合、先ほど言いました期間定めてしている場合がありますので、いろいろございます。またその他で10名ぐらい、そういった意味で嘱託員として雇用しております。

以上でございます。

●小野木議長 大崎議員。

●5番大崎議員 嘱託並びに臨時職員の数というのは、今、お聞きしたような内容で、私も把握してない数字でございました。特に、必要であろうからこれだけの嘱託員、臨時職員というものを雇用されている、任用されているということについては、これはもう執行される町長と、あるいは関連の管理職場についてのそういう内容だと理解はしなければならないと思いますが、通告した内容については、この人数が多い少ないという内容ではありません。ただ、立場上、この2番目にあるような、この方々の処遇というのはどうなっているのだと。

それから、もう一つは、大きい内容としては、これらの方々の身分というものは当然、雇う方と雇われる方のこれは労務管理、労務基準といいますか、あるいは協定といいますか、そういうものにのっとっているというのは、理解をしないといけないと思っております。これについては、議論する考えはありませんが、少なくとも、これらの方々の内容は理解したと同時に、特に、運用しているところの方々の管理がどうあるべきかというところを議論したいわけでありませぬ。

それは嘱託職員という方々の状況というのはある程度これは労働基準法にのっとって、その協定にのっとってできているということなのですが、聞くところによりますと、今、答弁あったのにも触れているのですが、実際に本町が採用される場合、例えば、広報でお知らせして、既に14日に締め切っていると申すのですが、豊頃町の臨時職員を募集しますということで、これは車両運転というふうに書かれています。これは希望者があったと思いますが、私が今理解している内容からいきますと、その月々の報酬、処遇がその方々の生活環境や生活状況が違いかもかもしれませんが、やれるかどうかという、あるいは日々の就労の中で、その方々が安心して運転や、あるいは業務を遂行できているであろうかというところを、非常に危惧しているわけでありませぬ。

特に、具体的にお聞きしたいのですが、昨今のこの資料を見ますと、これは10月22日付、これは総務が担当なのでしょう、今、町長も触れていますが、61歳に達する年齢の後の方は、任用する場合臨時職員としますよと、こういう条件なのですね。これは嘱託から臨時になりますと条件は相当下がりますよね。この方々の下がるということは納得して、私は臨時でもやりますという人がいらっしゃれば、これはありがたいことなのですが、そのことによって以降ずっとこの内容を見ますと、年齢制限があるようでないという解釈をしているわけですが、ここではですね。それを一定の職員であれば60歳定年、今後は65歳になるであろうという、これは全体的な国全体の労働者の雇用ということを考えると65歳になるでしょう。

例えば、65歳という線引きをきちっとすべきだと、65歳以上の人でも条件が合ったら、それはまだやってもらいましょうというのは、いろいろとやはり問題が起きたときにどういう責任をとれるのでしょうかという問題が起きます。この件について、どのようにお考えなのかというところを、また、こうすべきだというところを私今お話ししたのですが、そういう考えはいかがでしょうか。

●小野木議長 答弁、宮口町長。

●宮口町長 身分の保障の関係ですけれども、例えば、運転嘱託員の場合については、市町村の非常勤勤務公務災害に加入されておりますので、万が一事故等が遭遇した場合については、それらで対応できるようになっております。また一方、事業所認定を受けた保育所だとか学校給食センター等については、労働災害の補償保険のほうに入っておりますので、これまた事故等がおきたら、それに対応するような形になっておりまして、いずれにしても、業種ごとによってきちっと労災のほうなりに、また、身分の事故等についても入っております。

ただ、運転嘱託員については、御承知のとおり過去に正職員の運転手が結構おりまして、給料を下げるといってもできませんので、運転業務の方々に年俸相当の金額を払うことも厳しい財政事情になりまして、できるだけ職業を持って本町の運転業務をできないかということで、当初は農業の方、また営業のしている方等々をお願いした経緯がございます。特に、朝の勤務帯とあとは午後の勤務帯ですので、勤務時間そのものはそう長くございませんので、自分の御商売のほうに行かれても結構ということで、非常に月額報酬も抑えられた経緯がございました。

そして、今、60歳以上については臨時職員ということの法的な根拠というのは、職員も60歳を過ぎましたら当然終わりますので、通常こういった運転業務の方も60歳過ぎたら健康な方については日額で。月額でいきますと、キャリアのある方については20何万円、ない方は20万円前後支払っておりますけれども、日額になると、今の段階では8,000円。ただ、勤務時間が午前中と、ちょっと朝早いですけれども、2時間程度でしょうか、また午後からその帰る時間帯で勤務されている方法になっております。

ただ、今まで既得権でございませぬけれども、旧法を適用された嘱託職員がほとんどであり、一気に60歳になったから明日から臨時職員というわけにはいかないわけで、段階ごとに法の見直しをしております。したがって、22年度からは60歳を越えた者については全部日額で支給したいというふうに思っております。

今回募集をしている方も毎年、翌年も勤めていただけるかということで、本人に文書をもって照会しますけれども、1人だけやめたいという方がおりましたので、募集したわけでありまして、なかなか職員として採用するということは非常に財政的に厳しい面がありますから、どうしても今言った生活保障は別として、20万円前後の月額報酬しか出させないということになっておりまして、恐らく家族を持った方でまだ子供が学校等に行かれています方については、非常に厳しい報酬かと思っております。できれば身勝手ですけれども、ある程度職業に就いたり、若しくはある程度の年齢をもって、年金等が支給される方であれば生活等についても、そう負担がかからないと思っております。

いずれにいたしましても、運転業務で30万円、40万円も支払うことはちょっと厳しいという形で、そういうような状況になっております。ただ、先ほど言いましたように、現在の勤務されている方は、あくまでもやっぱり優先的に雇用したいという考えを持っております。

以上です。

●小野木議長 大崎議員。

●5番大崎議員 これは提案といえ提案になるかもしれませんが、実は、これは現状のそういう立場の方々に就労されている方々には、決して失礼な話ではないと思うのですが、これは将来の豊頃町のこういう運用の中で、ぜひとも改善していくべきではないかなというところを触れさせていただいて、そのお考えをお聞きしたいと思います。

一つは、このいろいろと立場の方々に周知徹底している条件としては、確かに何項目かあるのですが、やはりあいまいなところが若干あって、基準としてきちっとやはり遵法すべきだということを感じます。それは先ほども触れましたが、健康であれば何歳になってもそれは例えば運転の場合でもいいのだと、当然面接をして任用するのですが、それはやはりいかなものかなという考えです。

その根拠を申し上げます。それはどういうことかと言うと、これは本町ではそういう事故はありませんが、ある高齢者、私も含めてなのですが、そういう高齢者に対する健康検査というのはされているかということ、もう一つ聞きたいのです。それと、その健康の結果によって、少なくともそういう運転をされている方、ドライバーの方々に注意をしなければいけないのは、突発的な発生事故があった場合に、それは何からあったかというところの原因の追及をしますと、やはり脳疾患とか、心臓疾患とか、あるいは残留アルコールでそういうものがきちっと管理されていたかどうかというところが、社会問題になっているところが多いようであります。

したがって、そういうようなことから鑑みて、やはりある一定の年齢にきちっと、65歳なら65歳と、本町は線引きをきちっとするという考えはおありかどうかというところを、確認したいわけであります。

それから、先ほどもちょっと町長は答弁されましたが、新規の先ほど募集した方の、もし固有名詞は必要ありませんが、何歳で、家庭構成はどうですかと、子供たちがいないのかいるのか、あるいはいた場合に、今、30万円も40万円も出せないということなら、それ以下で生活できるかどうかというところをやっぱり心配するのですね。そういうところが将来の豊頃町に募集をしたときに、今、何名かの方が来たというところは町外の方がいらっしゃるのか、いればそういう人方の最小限やっぱり条件としては、マクロでなくてミクロのところで押さえて、それで町民になっていただきたいというところの歓迎もやっぱり示すべきだというところが将来の豊頃町のあり方というものが、何かほかの方が出ても浸透するのではないかというところを感ずるものから、その辺の考え方をお聞きしたいというふうに思います。

●小野木議長 答弁、宮口町長。

●宮口町長 まず、1点は、年齢的に基準をきちっと設けてやるべきだという、私もそのとおりだと思います。22年度からは今言ったとおり、健康で希望の方については日額になる、全員がそういう形をとるようにいたします。

それから、健康状態については、毎年健康診断を受けておりますので、そういう段階では健康という判断。ただ、スクールバスの場合は、私も住民からいろいろな苦情を聞きますけれども、高齢の方が一番人気がありまして、親切、安全、それからきちっとされている。今までも何回か運転業務を道路交通法違反でなくて、子供の置き忘れ、物を気がつかなくなったりなんかする場合がたまたまありまして、それなりに教育委員会のサイドから指摘、注意をしておりますけれども、たまたま運転というのは、その人の性格が出るわけではないのですけれども、非常に評判のいい方に限って高年齢の方が多いものですから、私としても本音を言うと、迷うところがあります。

したがって、できるだけそういうことのないように、もしそういった注意力が足りなかったについては、係長なり、課長から指示すればいいことでありまして、できるだけ子供たちにサービス、また気配りできるようなことをモットーにして、そして、基準をきちっと設けて指導をしていきたいと思っております。

問題は、運転される方で、生活できるかどうかということが非常に私たちも危惧するけれども、あくまでも採用するときについては、金額はこれでございます、勤務状況もきちっと提示して、それでよろしければ採用いたしますということで、本人に確認しておりますので、多分そういう方については、例えば奥さんが一緒に働いているとか、別に収入がある方と考えている。できるだけ賃金にしても、他の職種より著しく安く採用しているわけではありませんので、金額的には日額は8,000円ですけれども、ある程度の年齢の方については生活できるかなと思っております。採用につきましては、そういった意味で、私どもの条件をきちっと提示して、本人の了解を求めて運転業務にしていきたいと。

それから、さらに先ほど言いましたとおり、町民、生徒等から苦情の来ないような運転業務、運転手を育てていきたいというふうに考えております。

以上です。

●小野木議長 大崎議員。

●5番大崎議員 もう時間も迫りましたので、最後の質問をさせていただくというか、考え方を聞きまして、終わりたと思います。

この嘱託並びに臨時職員の件につきましては、まだまだいろいろと質問したいこともございます。ございますが、やはり先ほど全体の人数を説明していただきましたが、それはその職場によってやはり違うと思うのですね。したがって、それはそこの管理職の方にしっかりと今町長が述べられたように、採用時点から、あるいはその就労期間においては、非常にこれは厳しい言い方もしませんが、より厳しいほど人格や、あるいは素質など私は伸びるであろうと思っておりますし、また、本町に勤めている方々というのは優秀な方だと私は信じておりますので、そういう方々に指導する、そういう職場管理というか管理学習といいますか、そういうものをぜひとも日々励行していただきたいというふうに思うわけでありまして。

先ほど、町長が触れておりましたが、教育委員会というか児童生徒を送迎している、あるいは高齢者町民を送迎している一部のドライバーの方は、嘱託の職員は非常にやはり私も聞いておりますが、対応がやはりすばらしいのでしょうか。ですから、惜しい人だと思うのですね。惜しい人ですが、やはりそれに似合う方々全員がそういう惜しい人になってほしいという意味から、やはり老婆心ですが触れさせていただいて、人格陶冶をやはり願うところであります。また、職場においては、町長執行者でありますので、各職場におけるこの嘱託職員に対する指導を、あるいは教育を新たな気持ちで新年度に向かってのいい機会だと思っておりますので、その考えか方少しお聞きして、私の質問を終わりたいと思っております。

●小野木議長 答弁、宮口町長。

●宮口町長 今、嘱託職員、臨時職員の問題を答弁いたしましたけれども、臨時職員、嘱託職員はもちろんのこと一般職員におきましても、町民に対するサービスを徹底的に指導し、やはり接遇をもうちょっと努めていきたいと考えております。したがって、今後は短期間であろう、長期であろう、町職員となった場合については、あくまでも町民に対する接遇をしっかりと身につけさせたいと考えております。

以上でございます。

●5番大崎議員 終わります。

●小野木議長 通告順番2、3番菅谷誠議員。

●3番菅谷誠議員 ただいま議長のお許しをいただきましたので、通告いたしました十勝ロイヤルホテルの将来構想について、簡潔にお伺いしたいと思っております。

最初に、ホテルの現況についてですが、平成18年大浴場並びにボイラー等の改修工事後の経営状況について、特に利用客の数、あるいは採算性等についてお伺いしたいと思っております。

●小野木議長 答弁、宮口町長。

●宮口町長 答弁を申し上げます。

十勝ロイヤルホテルの現状でございますけれども、この施設は平成12年取得以来今日まで宿泊施設として続けられておまして、その間、浴場及びボイラー、また下水道に接続しトイレの改修等々もして、大きな修理はある程度完了を終えておまして、現在の経営内容につきましても、しっかりやっつけていただいているのではないかというふうに思っております。

特に最近、工事の方々も宿泊されているように聞いており、20年度の集計では、約4,250人が泊まっております。19年よりも伸びておりますが、19年は参考までに3,459名が宿泊しておまして、この21年は10月までですけれども、もう既に2,626人宿泊されております。

したがって、今のところはある程度施設の運営にプラスになる方向に動いているというふうに感じております。

以上でございます。

●小野木議長 菅谷議員。

●3番菅谷議員 ただいまの御説明ですと、経営的には採算はとれているというふうに理解しているわけですが、いずれにいたしましても、建物そのものは老朽化しております、ロイヤルホテルの現状と改修の必要性についてですが、町民が利用しやすい施設として、また多くの方々の宿泊機能として充実した宿泊施設にするために、施設の改修が今後全く必要ないのかどうか、お伺いしたいと思います。

●小野木議長 答弁、宮口町長。

●宮口町長 現在の方とは平成24年3月までの契約になっておりまして、その間は本人の努力によって小破修理等々をやっておりますが、本格的なものはまだその発生されておりませんが、これからもし発生されるようなことであればまた十分協議しながら、予算が伴うものについては議会の議決を得ながら進めたいというふうに考えておりますが、現状のままですと、非常にごらんのとおりの厳しい状況になっております。これからどういう形で運営するか十分内部でも協議したいと思いますので、できれば24年まで契約でございますので、その24年のうちに少なくとも将来展望をきちっと掲げて、何らかの形で今の契約者に連絡をとりながら進めたいというふうに思っております。

ただ、御承知のとおり、今の方も大変努力はされておりますけれども、ホテル業というかサービス業については非常に私のほうにも苦情等が来ておりまして、この点につきましても、本人の責任とは言いませんけれども、なかなかそこまでサービスが行き届かないということもあろうかと思っております。この問題については、十分これからも協議しなければならないと考えております。

●小野木議長 菅谷議員。

●3番菅谷議員 今後の見通しとして、集客数の増加というものは見込まれるのかどうか、それとも一つは、これから利用客が少なくなる傾向にあるのかどうか、その見通しについてお伺いしたいと思います。

●小野木議長 答弁、宮口町長。

●宮口町長 正直言って、今現在、満室になっているのは十勝川の堤防の工事等々で業者の方が入っているわけです。これも果たして、今年もしくは来年あたりで終わるのか、その辺はわかりませんが、通常であると非常に厳しい客数になっております。したがって、いつかの時点で今のホテルの内容を抜本的に形態を改修するか、どうするかというのは、また十分協議をしながら進めたいというふうに思っています。ただ、私としては、小さな町ですけれども、宿泊の灯火を消したくないというのは私の考えでございますが、それには財政負担をたくさん伴うまでして宿泊施設を確保するのも厳しいということになっておりますので、今後そういった経営形態を十分考えながら進めたいと思っております。

以上です。

●小野木議長 菅谷議員。

●3番菅谷議員 町内唯一の宿泊施設といえ、今後宿泊者数が少なくなると、いわゆる現状の見通しとするならば、経営的にも相当厳しくなるであろうと、こう思っておりますので、現状が改善されない限り、存続が不可能になるのではないかなど、こういう危惧を実は持っておるわけですよ。だから、そういった中で、町長の考え方と、もう一つは経営者の意向もお聞きになっていらっしゃると思いますので、それらの点も含めて御答弁いただきたいと思います。

●小野木議長 答弁、宮口町長。

●宮口町長 今の段階では、24年まで契約ございますので、22年度に私どもの計画をもって現在の方と交渉いたしますけれども、私の考えでは仮にどういう形態になろうとも、やはり新しく募集をしてそれらしき方をというか、今の方も努力はされておりますけれども、経営形態を変えた形で宿泊施設を続けたいというふうに考えております。

以上です。

●小野木議長 菅谷議員。

●3番菅谷議員 18年の年だと思っておりますけれども、その以前にホテルの今後のあり方について十分検討をされるということで、町長のほうからお話ございました。特に、ハード面の施設として、客室の改修だとか、あるいはトイレの改修、外装の改修、あるいは温泉のボーリングもそのときは言われておりましたし、サウナ、露天ぶろ等の新設も挙げていらっしゃいましたが、そのときのいわゆる検討内容というのはどのような結果だったのか、お伺いしたいと思います。

●小野木議長 答弁、宮口町長。

●宮口町長 過去というか、私が17年に町長になる前も運営や施設改修等のコンサルかけ、その内容についても、正直言って非常に現実性が厳しい、乏しい形での内容でありました。ただ、ボーリングにつきましても、それぞれ検討しておりますけれども、やはり億単位の金がかかるということで、これは無理だなというふうに。今現在、まだ今の建物そのものは耐用年数からいきますと15年から20年までもちますので、中の部屋の数を変えるか、もしくはもうちょっと近代的な施設にしなければお客さんは来ないと思います。

したがって、ホテルの場合は建てるものもわかりですけれども、これもほとんどサービスを提供している形ですし、人的にもそれなりに改革を求めないとなかなかお客さんが集まらないのではないかとこのように思っております。

これらのことにつきましても、契約期間がありますので、時間をかけながら今後どういう形に進めるか十分検討していきたいというふうに思っております。

●小野木議長 菅谷議員。

●3番菅谷議員 ただいま町長のほうから、耐用年数あと15年くらいはもつであろうと。そういたしますと、既にもう35年くらい築たっておられるのだらうと思います。大体50年になりますよね。そういたしますと、現在のホテルの耐用年数とも勘案して、今後の施設の利用年数といたしますか、それを50年という考え方で町長はお考えになっておられるのか、その辺のとらま

え方についてどう考えておられるのかお伺いしたいと思います。

●小野木議長 答弁、宮口町長。

●宮口町長 現在においては鉄筋でございますので、当然50年から60年ぐらい耐用年数もつ予定であります。ただ、災害等が別ですけれども、そうしますとその15年なり20年の間にある程度また改修でもいたしまして、もうちょっと現代風な形で宿泊施設を維持できれば、そういう形で維持していきたいと。あくまでも町のほうから一時的な財源等については、これは改築前はやむを得ないと思いますけれども、通常の場合について、できるだけそれは企業努力でそのやっただけの方をお願いしたいというふうに思っておりますし、今御指摘のあったとおり、24年中にはきちっとした形で、今の現在の契約している方と協議をすることにしておりますので、その段階では町のほうの計画もある程度提示できるかなというふうに思っております。

●小野木議長 菅谷議員。

●3番菅谷議員 ただいま24年に契約が切れるということですね。たしか3年契約だったですよ。そういうような状況下の中で、何と言っても第一はホテルの利用客を増やすことが第一だと思いますし、そしてまた、そのホテルの本当に入りやすいような、そういうものを今の現在のホテルを改修して、やっていかざるを得ないのではないかとというふうに考えておるのです。

そういう中で、何と言っても建物の長寿命化を図りながら、利用者の確保をしていかなければならないというふうなことでございますので、端的な考え方もかもしれませんけれども、ソフト面でも集客利用者の促進の展開というものが大事だろうなど、こう思っておりますので、それなりのPR、それなりのホテルとしてやはり泊まってみたい、利用してみたいという魅力のある、そういうホテルにしなければならないというふうに考えておりますが、ソフト面でどういうふうに考えておられるのか、お伺いしたいと思います。

●小野木議長 答弁、宮口町長。

●宮口町長 今のところ行政としては、ソフト面では実際PRはしてないような状況。ただ、今現在入っている方はインターネットでそれぞれ工夫されて町に発信して、そのインターネットに自分たちのホームページをつくりまして、それによってお客さまも何人か来ているというのは聞いております。ただ、先ほども言いましたとおり、どうしても工事現場の方が相当率を占めるものですから、これ一時的なもので、あくまでもやっぱり安定したお客様が来れるような形にしなければならないというふうに思っております。それにはやっぱり人的にも施設も、すべてある程度見直しをかけないといけないかなというふうに思っております。そして、先ほども言ったし、契約は24年の3月までですので、新年度中には何とかある程度先が見えるような形で行いたいというふうに思っております。

●小野木議長 菅谷議員。

●3番菅谷議員 言ってみると、やはりPRが少ないのではないかと。もう一つはやはり豊頃へ来て本当に魅力あるなという、そういうところが少ないのではないかなというふうに考えられる

のですよ。そういう面でやはり観光というものについての、きちっとやっぱり計画を立てる、そしてそれについて十分検討をしながら方向性を示すべきでないかと思っておりますが、やっぱりそういう考え方は持っているらっしゃると思いますが、その進行状況についてお伺いしたいと思います。

●小野木議長 答弁、宮口町長。

●宮口町長 観光によって人を集めるということは本当に難しいことで、特に、本町におきましては、自然豊かでそういった意味では観光面では他町村にないものをたくさん持っておりますけれども、果たしてそれが宿泊につながるかどうか大変厳しい状況です。実際に隣の池田でも浦幌でも幕別でも、なかなかそういったホテル施設の状況というのは厳しい状況で、池田の駅前なんかでも大変宿泊施設ありながら、私も一度泊まったけれども、大変厳しい状況になっております。

したがいまして、我々これから求める宿泊施設というのは、あくまでも家庭的な雰囲気ですとか、よく他の町村でやっている拠点として、そこから十勝の観光を見て回るかというふうな拠点の場所の施設だとか、いろいろあると思いますが、それはそれなりにやっぱりそういった情報を的確に把握したり、専門的な分野の方々から情報を得ながら、将来できるだけ宿泊施設が安定して維持できるように努力していきたいというふうに考えております。

●小野木議長 菅谷議員。

●3番菅谷議員 最後になりますけれども、将来構想ということで、これから15年大丈夫だと、こういうわけでございますよね。それを信頼いたしましても、温泉ホテルという考え方の、それも視野に入れて、新築ということは豊頃町としては考えておられるのかどうか、その辺のことにいてお伺いしたいと思います。

●小野木議長 答弁、宮口町長。

●宮口町長 現在、私どもの財政規模からいって新築というのは、びんからきりまでありますけれども、ホテルを建てるといったら3億円、5億円の金になりますので、最小限の先ほど言いましたローカル的な、また、家庭的な雰囲気の改築等は考えております。

したがいまして、将来はそういう形で方向づけたいなというふうに思っておりますので、新年度中にはある程度形を示したいというふうに思っております。

以上でございます。

●小野木議長 菅谷議員。

●3番菅谷議員 町長は以前から、新築については慎重な姿勢をとっておられましたですね。これは建設ということになりますと資金的なものについても膨大な金額になりますので、私どもも認識はいたしますが、町全体の観光開発の面から一つのビジョンを持って判断すべきでないかなというふうに考えております。再度のお伺いでございますけれども、これを最後として私の質問を終わりたいと思います。

●小野木議長 答弁、宮口町長。

●宮口町長 この点、豊頃町の将来のビジョン、さらには観光開発を中心としたホテルのあり方についても、十分今後内部で検討しながら、前向きに頑張っていくというふうに思っております。

以上です。

●小野木議長 菅谷議員。

●3番菅谷議員 終わります。

●小野木議長 11時25分まで休憩いたします。

午前11時17分 休憩

午前11時25分 再開

●小野木議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問、通告順番3、1番藤田博規議員。

●1番藤田議員 通告に従いまして、情報通信の整備について2項目ほど質問いたします。

まず初めに、1項目は地上デジタル放送の難視聴地区の把握と対策についてであります。

2011年7月24日までに、今までのアナログ放送が終了し、新たなるデジタル放送が開始されようとしております。完全移行の期間が残りわずかとなりました。町民の方々に円滑にデジタル放送に移行していただくことが必要であります。この放送の開始に当たり、今までのテレビで見ることができるのかどうか、どのような機材等がかかるかなど、困惑している状況であります。特にそれぞれの個々がこのデジタル放送が受信できるか否かが心配しているところあります。この辺の状況等をどのようにとらえているかお伺いします。

●小野木議長 答弁、宮口町長。

●宮口町長 答弁を申し上げます。

最初に、現状について御報告申し上げます。

現在、国の示す難視聴地区につきましては、先般、国から3地区15世帯、湧洞、長節、二宮の3地区でありますけれども、説明を受けており、町においても認識しており、その対策について検討しているところであります。しかし、個々の世帯における難視聴は国が示す以上に多いものと考えております。本来、地上デジタル放送移行に関する難視対策につきましては、国において対応すべきところではありますが、難視の原因としてはアンテナの種類や設置場所、電波状況など多岐にわたり、国だけの調査で個々の受信状況に応じた対策を実施することは困難であると考えているのが現状でございます。

把握の方法につきましては、現在町としては、個々の世帯の受信状況を独自に調査把握するため、簡易的なものでありますが、機器を購入し調査を進めているところでございます。その対策の方法といたしましては、難視聴を解消するための対策であります。個々の受信状況により変わりますが、簡易的なものであればアンテナの向きや設置場所を変えたり、より高性能なアンテナを設置することが挙げられるのではないかと考えております。

また、場所によっては敷地内で受信できないため、宅地から離れた高台といいたいでしょうか、丘の上など、高い場所にアンテナを設置して有線でお家の中に引き込むことなど、対応が必要であると考てております。

このような対応が必要な場合につきましては、国の平成22年度における補助事業等を活用し対応する予定であります。簡易的なものにつきましては、個々の世帯で対応しなければならないことも想定されますので、このことにつきましては、住民の皆さんの御理解をいただきながら、町としてもアドバイスを進め速やかに対応していきたいというふうに考てております。

以上でございます。

●小野木議長 藤田議員。

●1番藤田議員 期限が決められているという形の中で、どのように進むべきかということについては、今、町長のほうから御答弁をいただきました。ただ、世帯ごとに多少の認識の差があるのかなというふうに思っております。若い世代につきましては、これでテレビが今のテレビでは見えないのかなという形の認識があるかと思うのですけれども、高齢者世帯につきましては、このまま何とかなるのではないかなというふうな安易な認識もあるかなと思います。

ただ、期限が切れますと必ず見えなくなるというふうなことになるので、その辺の周知徹底、または見えないという判断はどのような形で個々にしてもらえるのか、また、行政としてはどのような形で個々に、あなたのところはどのような手だてだったら見えるのか、またはどのような方法だったらこのままでは見えないのかというふうなアドバイス等も必要ではないかなと思いますけれども、その辺についてお伺いします。

●小野木議長 答弁、宮口町長。

●宮口町長 町の方針といたしましては、世代ごとの難視聴状況を調査している現在の段階では、個別の対応方針について説明することは今現在困難ですけれども、町といたしましては、できる限り難視聴世帯を2011年7月の地上デジタル放送が完全に移行までには解消したいというふうに考てております。

今後は、そういったものをスムーズに町内の難視聴地区を国の責任において解消できるように、国に対しても強く要請してまいりますけれども、町の独自調査で把握した世帯ごとの難視聴に対応するために、フォローアップに努めていきたいと思ひます。

したがいまして、今実際は、調査の段階でありますので、2011年の7月までにはできるだけというか、完全にその移行されても、すべてが見えるかどうかというのはまだこれから調査の段階でございますけれども、何としてもそういう形で難視聴解消のために努力していきたいというふうに思っております。

●小野木議長 藤田議員。

●1番藤田議員 確かに解消していただければならない状況なのですけれども、やはりテレビでするので、買い替えのときが来たと、またこうやって見えなくなった。それでテレビをどうするか

ということになると、やはり今のことですから、デジタル放送の受信できるテレビとなるのが自然かと思えます。しかしながら、いざ私のところはどうなのかというのは、個々で判断できない、購入したはいいけれども見えないという世帯も現実あります。だから、それはどうするのかというのが、どういうふうに進めてもらえるのかというのがやっぱり本人の迷うところかなと思うのです。やるやると言いながら、現実はどういうふうにやってくれるのかというのが、今、困惑しているような状況なので、その辺を具体的に何かあればしていただきたいなと思えますし、事前にあなたのところを受信できないのだ、まだ何かの方法でできれば、ここは見えないのだという何か、事前のアドバイスがあれば判断できるかなと思うので、その辺のことを詳しくお聞きしたいと思います。

●小野木議長 答弁、宮口町長。

●宮口町長 現在そういう形で調査をしております、今、藤田議員がおっしゃるとおり、電波がほとんど届かないところについては、果たしてそこから何メートルまで道路に寄ったらいいか。また、隣の家近くまで寄らなければならないのか、さらには、アンテナが必要なのかどうか、これから調査して結果が出てくるわけですが、それが出た場合についても、当然全地区に見えるようにはしなければならぬというふうに思っておりますけれども、詳細については、今私説明したほかに担当課長が詳しいので、担当課長のほうから説明をさせます。

●小野木議長 答弁、佐藤企画課長。

●佐藤企画課長 御質問にお答えをさせていただきます。

町長からもお話し申し上げたとおり、地デジの難視対策につきましては、想定しております内容につきましては、例えば屋根の上でアンテナの移動を必要とするもの、それから、アンテナを現在のアンテナから高性能なもの、あるいは高性能のブースターへ切りかえなければならないもの、あるいは敷地内での移動で高さの変更等をあわせて対応できるもの、それから、非常に経費等かかりますけれども敷地外、特に裏山等の高い位置に新たにアンテナを設置して長距離有線に対応しなければならない、いろいろな対応が求められてくる時期が近い将来来るだろうというように考えております。

先般の臨時会においても、私どものほうで、地上デジタル対応のテレビ1台を購入させていただくことで予算提案させていただきました、現在手配をしております。現実的には私どもの職員が地デジ対応のテレビを各家庭に持ち込んで、現在アナログ放送でしか対応できてない家庭がたくさんあると思えますので、私どものほうで現状の設備の中で地デジが見えるか見えないかの、まずは調査をさせていただきたいというように考えております。

その後、国の方といたしましては、個々の改善方策については、個人で対応すべきというのが国の考え方であります。特に多くの住民の方々がスムーズに地上デジタルに移行可能というようには考えてはますけれども、ごくごく一部の方には非常に多岐にわたる対応を求められるというケースが想定されております。これらについては、国のほうとしては量販店等に個人のレベルで

依頼をして、改善可能な方策を見出してほしいというのが国の考え方でありまして、私どもの担当といたしましては、非常にこの辺の国の対応には不満を持っております。この辺のことについても、新年度以降難視ということで想定をされた世帯については、改めて私どもで調査に入って、可能であれば現状での対応策を個々に御指定をしたいというふうに考えております。

それが対応につきましては、国のほうとしては平成22年度で難視解消対策としての補助事業が予定をされております。ただし、現時点はまだ内容及び事業の規模、事業費と重要な部分は一切明確なものは示されておられません。ですが、現時点では国に頼るしか自治体としても方法はございませんので、本来、国が対応すべきものを自治体として先行して対応しなければならない部分は多々出てくるとは思いますけれども、これは期限が決められている以上、早急に住民の皆さんの不安を解消する意味では、私ども手をつけざるを得ないというふうなことで考えておりますので、御理解をいただきたいところであります。

以上です。

●小野木議長 藤田議員。

●1番藤田議員 何らかの手だてを考えているというふうには思いますけれども、一方、国の方針の中で強制的にデジタル放送にかえられると、それで今まで既存のテレビが見えなくなると。かといって、まだ、見えるか見えないかわからない、見えないところについては、新たな機材を自分で購入しなければならないというふうな今お話ですけれども、何か不公平感を感じるというのが、見えない人方のことでございます。見えるところにつきましては、既存のアンテナを利用しながら見えるというようなことも聞いておりますので、それについてはいいかなと思うのですが、その新たな見えない中でのまた新たな負担というのは、どうも不公平感を感じているということで、国の補助事業等があるかというふうにも聞いておりますけれども、やはり何らかの形で町としても先行したその人方の支援策を講じるべきではないかなというふうに思いますけれども、その辺についてお聞きしたいと思います。

●小野木議長 答弁、宮口町長。

●宮口町長 現在のところ調査をしておりますから、果たしてどの地帯でどうだということは、まだはっきり出ておりません。もちろん個々の把握についてもこれから調査します。今、藤田議員がおっしゃったように、国の電波法に基づいてそういう形になって、今まで見えたものが見えなくなるということは、本当に不合理性が出てくると私も思います。

したがいまして、最終的には結果ですけれども、結果が見えた段階である程度財政的なものを十分勘案しながら、できるだけそういう地帯については個人の負担が少ないように、やはり町が財政的にバックアップしなければならないようになるのではないかなというふうに考えております。

また、今、どうこうということは言えませんけれども、そういった調査結果に基づいて、できるだけそういったものを解消するように努めていきたいというふうに思っております。

以上です。

●小野木議長 藤田議員。

●1番藤田議員 次に進みます。

2項目の携帯電話の圏外解消について伺います。

携帯電話は広く普及しており、その機能も大変多様化しております。その場から直接その人に連絡がとれるなど、仕事などいろいろな面で利用されております。特に防災の観点から見ますと、その場から即関係に連絡ができ、敏速な対応の中、命を救われたと聞きます。交通が整備される中、ますますその重要性が増してきているかと思えます。

このような中、携帯電話が使えない地区があり、大変不便を感じているところでもあります。整備が進めているかに見受けられますが、細部の部分になると通じないところがあり、関係機関の要望等を願うとともに、今後の対応についてお伺いいたします。

●小野木議長 答弁、宮口町長。

●宮口町長 現在、本町におけるそういった携帯電話が届かないというか、携帯電話不感地域は、御承知のとおり農野牛、二宮、湧洞の一部であります。これらの場所については私ども認識しておりますし、特に、道道等の幹線道路を中心にそういった地帯が見受けられております。このことにつきましては、携帯電話通信事業者にその旨伝えて、今現在要請しているところでございます。しかし道内にはこういった地帯が物すごく多いわけでありまして、これら優先度合いだとか、採算性の問題もまだまだ解決してないような状況でありまして、そういう地帯は多少現在のところ遅れているような状況でございます。

したがいまして、今後も特定の携帯電話通信事業者に、そういった不感解消に向けて前向きに働きかけをしたいというふうに考えております。こういった時代、一日も早く改善に向けて、これから努力していきたいというふうに考えております。

以上です。

●小野木議長 藤田議員。

●1番藤田議員 特に、山沿いとなるとなかなか通じない部分があるかと思えます。先ほど申し上げたとおり、携帯電話は今や必需品とまでもなっているように思います。農作業においても、やはり連絡をとる場合その場でできるというのが大変便利になっております。そこで、やはり通じない場所があると、やはり通じるところまで行かなければならないというようなことがありますので、特に私の把握しているところでは、二宮の一部、または農野牛についてもそのようなことがあるかなど、こういうふうに思っています。二宮地区におきましては、アイシン精機が湧洞地区にありまして、そこで結構な仕事の関係上は車が往来しております。その中でも何らかの事故があった場合、不便さを感じるのではないかなというふうに思いますので、その辺についてもできるだけ解消に向けた形の何らの方策をとっていただければなというふうに思いますので、その辺のところどのように感じているかをもう一度お伺いします。

●小野木議長 答弁、宮口町長。

●宮口町長 特にそういった携帯のつながらない地帯で事故等が発生した場合については、連絡しようもありませんし、尊い命を失うこともあろうかと思えます。残念ながら本町にもそういった地区が一部見受けられておりますので、今後は、そういった携帯電話の通信事業者に力強く働きかけるとともに、果たしてその採算性のことだけ考えるなら、我々町としてはどのぐらい支援できるのか、そういった採算性等も十分勘案しながら、そういった業者と今後十分煮詰めて、一日も早く改善に向けて対応していきたいというふうに考えております。

●小野木議長 藤田議員。

●1番藤田議員 私のほうからこのことを言うべきではないかなというふうには思うのですがけれども、今、光ファイバーを整備されるようとしておりますけれども、何かその光ファイバーを利用した中での対応が、何かあるのかなというふうにもちょっと聞いたことがあるのですがけれども、それを利用した形で採算性とか、どういうこと等は別にしても、それを勘案した形の整備というのはどうなのかなというように感じるものですがけれども、その光ファイバーを利用した形のアンテナの設置、それを利用した形の改善点というのは技術的に可能なかどうか、ちょっとその辺をわかっていけばお聞かせ願いたいと思えます。

●小野木議長 答弁、佐藤企画課長。

●佐藤企画課長 お答え申し上げます。

現時点ではまだ不確定な部分も多々ございますけれども、現在、平成22年度実施予定の地域情報通信基盤整備事業、これは先般6億何がしかという部分で予算化をさせていただいております。これにつきましては、平成22年度の事業ということで、平成22年度中に先般御説明を申し上げます地域に関して、網羅されるということで予定をさせていただいております。

この点につきましては、現状で可能性が非常に高くなってきております。先ほど御質問いただきました地上デジタルとあわせて携帯についても、これはただ携帯電話につきましては、複数の通信事業者がございます。具体的な名前は今申し上げませんが、光ケーブルの仕様等、携帯事業者が整備をしようとしている仕様、特に内容的に合致をすれば、相互が乗り入れ可能というような状況にもなってきておりますので、業者選定等に絡みましては、そういうことも配慮しながら対応をしたいというふうに考えておりますし、1点申し上げるとすれば、農野牛地区につきましては、特定のサービス事業者でございますけれども、光ケーブルが自社の仕様とマッチをすれば、光ケーブルが敷設された時点で並行、あるいはその後に中継基地と簡易中継基地等の設置をする予定にあるというようなこともお聞きをしておりますので、農野牛地区については条件さえそろえば、非常に早い時期に対応可能かなというふうなことを考えております。

あわせまして、先ほど申し上げました二宮、特に久保地区全域、あるいはその延長線上にあります湧洞地区につきましても、一部検討材料としては非常に可能性が高くなってくるのかなと考えております。ただ、あくまでも検討していただくという意味での可能性でございますので、そ

の辺誤解のないようにお聞き取りをいただきたいと思います。

以上であります。

●小野木議長 藤田議員。

●1番藤田議員 さまざまの通信関係につきましても、整備を特にお願いをするところがございますし、今の時代、やはり通信というものが大事なことになってくるかと思っておりますので、整備のほうをよろしくお願いをしたいなというふうに思います。

次に移らせていただきます。

2点目の鳥獣対策について伺います。

1項目、頭数の把握と被害状況であります。2項目、整備済みの更新についてであります。2項目あわせてお伺いしたいと思います。

この分については、再三質問をさせていただいておりますが、依然としてシカの被害が発生しております。どのような対策でこのことが解決するのか、改めて伺います。

それぞれの農家が自らの努力で対策を講じておりますが、規模拡大が進む中、広範囲をどのように行うか、困惑しているところであり、一部だけを囲むだけでは効果がなく、面積全体を囲まないと食害から守ることができず、多額の費用がかかる状況であります。また、以前に補助で購入した機材も古くなり、また、使えなくなったり、線が切れたり、ホールが折れるなど、毎年のように資材を購入しながらシカの食害から作物を守り営農を続けております。

そのような中、今年この作況の中で、収穫を間際にシカに食べられ収量が落ち込んだと聞きます。収穫を楽しみにしていた間際にこのようにやられるということは、やりきれない思いであります。

町の猟友会の皆さんにお願いしながら、駆除をしていただいておりますが、この辺が少なくなったが、別なところで今度は出てくるなど、依然として解決がつかない状態であります。既存の機材を活用しながら有効な対策が求められております。町長の所見を伺いたいと思います。

●小野木議長 答弁、宮口町長。

●宮口町長 シカの現状ですけれども、現在、シカの頭数及び被害の状況につきましては、道東地区というか、シカは非常に移動する範囲が広いものですから、網走、釧路、十勝、根室の推定生息は、平成20年の予測でありますけれども、おおむね22万頭から26万頭と言われております。個体数の推定につきましては、本町でも毎年定点測量、ライトセンサスや捕獲状況、捕獲個体分析調査などによって推計されており、本町でも毎年10月下旬にライトセンサスを行っております。平成20年には98頭に対し、平成21年には97頭と確認はされており、今のところ横ばいの状況となっております。

ただ、町全体での個体の確認の調査はしておりませんが、過去の歴史を見ますと、明治初期に乱獲と大雪により、一時絶滅の寸前まで激減いたしました。その後捕獲の政策や分布域の拡大によって、平成8年には道東地域を中心に逆に農林業の被害も急激にふえているわけであ

ります。その被害額が50億円とも言われており、深刻な社会問題ともなっているところであり
ます。

適正な捕獲管理計画が必要であり、現在、20年から平成24年までの第3期のエゾシカ保護
管理計画が策定され、道東地域では大幅な狩猟規則緩和により、年間最低雌シカ3万頭の捕獲が
必要とされております。本町では、その被害額は毎年農業者にアンケート調査を行っていますが、
過去5年間で平成16年に1,300万円を超える金額を言われております。現在は2,000
万円程度の被害額となっているわけでございます。シカの現状については、そのような現状で
ございます。

また、設備の関係でございますけれども、今までも助成をしていたことがありまして、御存じ
のとおり平成10年、11年、12年、約2,000万円切れまされども1,800万円ほど出
しております。エゾシカの対策については、その被害を軽減するために農協と連携を図りなが
ら、牧柵の設置経費の一部として、今言われたとおり過去にそういった補助を出したこともあり
ます。

ただ、町ではエゾシカの生育数を減らすことも重要であると認識して、毎年猟友会の協力のも
とに有害駆除を3月に一斉に行っているところでございます。シカは極めて妊娠率が高く、自然
死亡率が低いことから、捕獲されない場合については毎年20%ほど増加しまして、4、5年の
うちには2倍ぐらいになると言われているわけであります。

今後の対策は、農業、林業問わず、大変被害が大きく、これからも増えると思っております
が、当面の捕獲に対して1頭当たり町は6,000円、農協が3,000円から4,000円出
しております。今後もそういった被害対策の要望については、猟友会等には積極的に働きかけ、ま
た、支援をしてまいります。

ただ、農家個々の牧柵の等については、今の段階では全町的にやらなければ、また、全町やっ
てもシカというのは獲らなければ、また次の隣の町へ行ったり、もう極端に言ったらイタチごっ
こみたいなものですから、できるだけやっぱり今までの施設を十分に努力しながら農業者自らが
自助努力をしていただきたいというのが、町の考えでございます。決してシカの被害をないがし
ろにするのではなくて、できればやっぱり獲るほうに力を入れていきたいというふうにお
考えしております。

以上でございます。

●小野木議長 藤田議員。

●1番藤田議員 以前にシカが急激に増えた中で、要望しながら町また農協の援助を受けながら
機材を購入して被害を軽減したというふうな形になっております。しかしながら、依然として被
害がなくなったのかというと、そうでもない。先ほど町長の中に平成20年度は2,000万
円の被害があるというふうな、今お話を聞きました。それで、2,000万円もの被害があるの
であれば、これは以前の補助に対しての被害額とそう変わらないのかなというふうにも思います

し、その辺であれば新たな補助事業でやって、その被害をなくすことも可能でないかなというふうに思うのですけれども、2,000万円が本当にあったのかどうか、改めてお聞きします。

●小野木議長 答弁、宮口町長。

●宮口町長 大変失礼いたしました。

過去5年間の平成16年では1,300万円で、現在は2,000万円ではなくて200万円でございますので、訂正願いたいと思います。大変失礼いたしました。

●小野木議長 藤田議員。

●1番藤田議員 200万円で安堵しているというものではないと思います。被害額につきましては、電牧をしているものだから、これだけの被害で終わっているのだなというふうにも思います。そして、猟友会の皆さんの協力を得ながら十分にシカの駆除をしていただいているということも十分に見受けられますし、それぞれの仕事のしている中で、ここにシカが出たから来てくれと言ったら、仕事をなげうってまで、そこへ行って駆除をしているという話も聞きます。大変お世話になっているかと改めて感謝申し上げますのですけれども、しかしながら、まだ被害が出るということは、どうしたらいいのかというのが被害を受けている方の困惑しているところなのです。

それで、今、多くの方でそのようにシカが獲られているということで、確かに部分的にはもう出てこなくなったという話も聞きます。しかしながら、山沿いなんかは依然として特定の場所の被害が集中しているのかなというふうに思います。全町的なものではあるかと思うのですけれども、やはり特定なところが被害を被っているので電牧をしていると。私はその辺のことを言いたいと思うのです。やはり以前は全町的なものであるから補助を出したと。しかしながら、その効果によって食害が減ってきたと。それも事実かと思えます。今、困っているのは電牧を張らないとまだ入ってくると。それを維持しなくてはならないという、その維持の費用がかさむと。新たな電牧をつくって被害を防止するのではなく、今ある牧柵でその被害を受けている方については毎年毎年線が切られた、今まで2段でやっていたものが3段だ、3段でやっても入ってくるから4段だ、5段だといって、もう本当に毎年のように経費がかかると。それによって食害がなくなっていると。それで、その結果200万円の被害で済むのかなというふうに思っています。

やはりこういう人たちを守っているということになると、やはり所得に差が出てくる。その辺を町長言われたように協働のまちづくりの中で、余りにも町のほうに負担をお願いするのもいかなものかと、それぞれが努力をしております。その辺を鑑みながら、やはりその被害があるところについては、特定の方のみになるかもしれませんが、町として温かい援助を差し伸べる必要があるのではないかなと思いますけれども、その辺について再度伺います。

●小野木議長 答弁、宮口町長。

●宮口町長 シカについては、御承知のとおり大変広域の範囲で阻止をしなければ、どうしてもシカ道の一部そこを電牧でとめても、必ずそのシカは隣の畑か隣の地域に移動するわけでありま

す。そうすると、あくまでも全町的にやらなければ、これはシカを食いとめることはできないけれども、先ほども申し上げましたように、シカを獲らない限りは繁殖しますので、ただ、今の鳥獣被害防止特別法の法律の中で、牧柵の補助はあるのですけれども、それはあくまでも広域で、例えば豊頃町、浦幌町、池田町等と広域でやった場合についてはそういう補助は出ますよと。とてもとても1町村で1場所を確保することは至難のわざでありますので、藤田議員のおっしゃるとおり、確かに被害をこうむる場所、被害の出るような地域で農業をやっている方については、本当にお気の毒だと思います。しかし、あくまでも一時的なとめ方はできるけれども、必ず隣の畑、隣の畑と、多分シカも餌をとらないと生きていけないから、そういう形になろうかと思えます。

先ほど言った国の補助については、あくまでも広域でやりなさいということで、それはちょっとかなわないという、今の私どもの考えというのは、あくまでも猟友会の方々に頑張っていただく、それからこの法律の中では、まだ猟友会等の方々に対する助成というか、身分をかえれば臨時職員にすれば、その狩猟免許の免除を一部しますよというのもあるのですけれども、とてもそういうものも作業的にも非常に複雑なものですから、そういうことが私どもはしないとして、今の段階ではあくまでも、やはり自助努力をする、もし、部分的にそういう形にすれば、やっぱり全町的にその助成をしなければなりませんので、何と言っても本町全町の畑に電牧を助成することになれば、過去にちょっとやった経緯がありますけれども、なかなか現在の財政では厳しい状況であります。

したがいまして、今回はそういった形で当分の間自助努力をしていただくということにしか、お答えすることはできませんので、御理解のほどをよろしくお願いいたします。

●小野木議長 藤田議員。

●1番藤田議員 あくまでも自助努力でやってほしいというのも、先般の質問の中でも受けました。それではなかなか納得できないので、三度目の質問となるわけなのですけれども、やっぱりその被害を受けている方につきましては、もうバッテリーを一つ買うにしても安いところのバッテリーを買って、それで努力する。それについてもなるべく傷まないように何回も手入れをしながらやっている、ということで、話の中ではお前のところはシカが出ないから、「いいわな」というまでに皮肉を言われます。かといって、そこのところシカが出るから農家やめて別のところに行くのかなといっても、それはなかなかできるわけでもないし、そういう被害を被って、それも一つの原因かなといって離農された方もおります。ただ、離農されたその跡地をどうするかというと、やはりシカが出るから単価が安くなる。あげくの果てにはやっぱり要らないという話も聞きます。それが現実です。

そういうことで、全町的という話もありましたけれども、シカの頻度というのはそういうところはどうしても出やすい。また、シカが出て1頭か2頭で何とか追い払ってできるというところで、やはりその辺が私は再度また言うのですけれども、不公平感があるなど。先祖が開拓した

土地だから、仕方ないのかなというかもしれませんが、今の時代そういうものはないのかなと思って、その辺で町長の判断を仰ぎたいなと思っているところなのですけれども、別な方法の中で余り費用がかからない中で、できるのであればそれはいいことなのですけれども、それなかなかないようなことも聞きますので、最終的にはやっぱり獲ることと、電牧で被害を防ぐということしかないかなと思うのですけれども、その辺をもう一度しつこいようのですけれども、お伺いいたします。

●小野木議長 答弁、宮口町長。

●宮口町長 答えは同じなのですが、いずれにいたしましても、私どもはシカの出る部分だけ柵補助と、補助を持ち出すのだったらそういったシカを獲る部分で。ただ、私今そういった被害を被って、生産性が上がらないということであれば、俗に言う新政府でいう農家の所得保障にかかわってくる、当分所得は保障していただけるものと私は国に期待して私の答弁とさせていただきます。

ありがとうございました。

●小野木議長 藤田議員。

●1番藤田議員 堂々めぐりかなと思うのですけれども、一方、シカを獲るという方法で述べたいと思うのですけれども、今、猟友会の皆さんに本当に大変お世話になるから、シカを駆除してもらっているわけなのですけれども、高齢化が進み、なかなかシカを獲ることもままならないというような感じもあります。それで、一方では仕事をしていますので、獲るということは我が家の仕事をなげてまで行かなくてはならないということで、もう一步違う面での常駐というわけでもないのですけれども、それを専門的な人を配置しながら、敏速な対応ができるような方法はないものかと思うのですけれども、その辺の兼業ではなく専門性的なもので対応はどういうふうにか、ちょっとお伺いしたいと思います。

●小野木議長 答弁、宮口町長。

●宮口町長 今、おっしゃられることも一理あると思います。そういう方を全体的にシカの被害をいかに少なくすることについては、また、十分関係機関とまた担当課で協議して、ある程度人員が増員できれば、またそれなりの被害が軽減されると思いますので、今後ここで即答はできませんけれども、十分前向きに検討していきたいというふうに考えております。よろしくお伺いいたします。

●小野木議長 藤田議員。

●1番藤田議員 質問を終わります。

●小野木議長 以上で、一般質問を終わります。

◎ 委員会の閉会中の閉会中の所掌事務調査の申し出

●小野木議長 日程第3 委員会の閉会中の所掌事務調査の申し出の件を議題とします。

議会運営委員会委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配りました申出書のとおり、閉会中の所掌事務調査の申し出がありました。

お諮りします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の所掌事務調査とすることに御異議ありませんか。

(異 議 な し)

●小野木議長 異議なしと認めます。

したがって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の所掌事務調査とすることに決定しました。

◎ 会期中の閉会

●小野木議長 日程第4 会期中の閉会の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会議に付された事件はすべて終了しました。

したがって、会議規則第7条の規定によって、本日で閉会したいと思います。

御異議ありませんか。

(異 議 な し)

●小野木議長 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は、本日で閉会することに決定しました。

◎ 閉議宣告

●小野木議長 これで、本日の会議を閉じます。

◎ 閉会宣告

●小野木議長 これをもって、平成21年第4回豊頃町議会定例会を閉会します。

午後 0時10分 閉会